

4月1日から

水道料金を改定します

現在の水道料金は、平成17年の合併時に各市町の実情を考慮し決めたものです。しかし、合併前の市町の料金格差が大きかったことから、平均より料金を低く設定したため、料金収入は合併前の旧市町の総料金収入より減少しました。

合併後、民間委託の導入や組織の見直しなどにより経費を削減し、何とか黒字を維持してきました。しかし、節水やライフスタイルの変化など、水需要の減少に伴い、料金収入が年々落ち込んでいることに加え、老朽化した施設の更新により、今年度は約4億円の赤字が予想される事態となりました。現行料金のままでは来年度以降も毎年赤字が発生し、累積していく見込みです。

そこで、今後も水道事業を安定的に維持するため、4月1日から水道料金を改定します。これからも、さらに経費節減と経営の合理化に取り組みますので、ご理解をお願いします。

料金見直しの理由

◆水道使用水量の減少

- ①人口や観光客の減少
- ②少子・高齢化や核家族化の進展
- ③環境に配慮した節水型社会の到来

◆老朽施設の更新、耐震化、水質管理の強化

料金見直しの考え方

- ・料金算定期間を5年間とします。
- ・将来の設備更新の費用も料金に含めて積み立てます。
- ・料金収入のうち基本料金の割合を上げます。
- ・従量料金の通増度(注)を低くします。

※注 使用水量が増えるに従い料金単価が増す度合い

4月から上下水道料金はこうなります

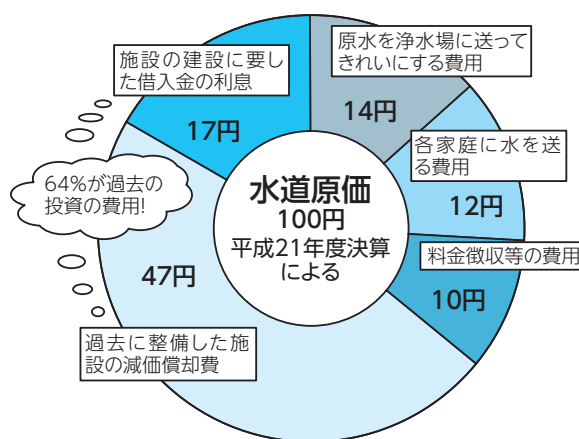
水道メーター口径13mmの場合(単位：円)

使用水量	区分	現行	新料金	増差額	引上率
10m ³	水道	1,155	1,302	147	12.7%
	下水道	1,312	1,312	—	—
	合計	2,467	2,614	147	6.0%
20m ³	水道	2,205	2,562	357	16.2%
	下水道	2,887	2,887	—	—
	合計	5,092	5,449	357	7.0%
30m ³	水道	3,255	3,874	619	19.0%
	下水道	4,462	4,462	—	—
	合計	7,717	8,336	619	8.0%
40m ³	水道	4,620	5,344	724	15.7%
	下水道	6,300	6,300	—	—
	合計	10,920	11,644	724	6.6%

※下水道を使用していない場合は水道料金のみとなります。

※下水道料金は改定していません。

水道原価の内訳



将来の見通し

◆これまで

- ・平成21年度までは、毎年黒字で、4億円以上の累積黒字があります。

◆このままでは

- ・平成22年度から赤字が発生し、平成23年から累積赤字になります。
- ・平成27年度には累積赤字が10億円以上になります。

料金表はこうに変わります

現行

〈一般および公衆浴場：消費税抜き〉

基本料金(1月につき)		従量料金(1m ³ につき)		
口径	料金	区分	一般	公衆浴場
13mm	600円	10m ³ まで	50円	65円
20mm	1,000円	11~30m ³	100円	
25mm	1,500円	31~50m ³	130円	
40mm	3,000円	51~100m ³	160円	
50mm	4,500円	101~500m ³	190円	
75mm	11,000円	501m ³ ~	210円	
100mm	18,000円			

〈特別料金：消費税込み〉

用途	従量料金(1m ³ につき)
城崎町湯島財産区 営浴場	120円
豊岡中核工業団地	73.50円

※特別料金は従量料金のみで基本料金は
ありません。

改定後

〈全ての用途：消費税抜き〉

基本料金(1月につき)		従量料金(1m ³ につき)				
口径	料金	区分	一般	公衆浴場	豊岡中核工業団地	城崎町湯島財産区営浴場
13mm	640円	10m ³ まで	60円	65円	70円	120円
20mm	1,280円	11~20m ³	120円			
25mm	2,600円	21~30m ³	125円			
40mm	9,100円	31~50m ³	140円			
50mm	14,200円	51~100m ³	195円			
75mm	37,000円	101m ³ ~	200円			
100mm	70,000円					

※現行の特別料金に表示する用途のものにも基本料金が課されることになります。

水道使用量等のお知らせ

水栓番号 1012345
豊岡市上佐野1788-3
水道 太郎 様
水道メーター番号 111111 口径 13 mm
今回指示数(A) 246 m³
(検針日 平成 22 年 10 月 5 日)
前回指示数(B) 200 m³
(検針日 平成 22 年 8 月 5 日)
旧メーター使用水量(C) m³
今回使用水量(A)-(B)+(C) 46 m³

(参考)前回水量 45 m³ 前年
検針員 豊岡 一郎

上下水道料金ご請求予定額

平成 22 年 9 月分	水道使用水量 23 m ³ 下水道使用水量 23 m ³ 内消費税等相当額
水道料金	2,520 円 (120 円)
下水道使用料	3,360 円 (160 円)
ご請求金額	5,880 円 (280 円)
口座振替予定日 平成 22 年 11 月 1 日	

平成 22 年 10 月分	水道使用水量 23 m ³ 下水道使用水量 23 m ³ 内消費税等相当額
水道料金	2,520 円 (120 円)
下水道使用料	3,360 円 (160 円)
ご請求金額	5,880 円 (280 円)
口座振替予定日 平成 22 年 11 月 30 日	

通信欄

平成 22 年 8 月分 上下水道料金ご請求額
内消費税等相当額
ご請求金額 5,617 円 (267 円)
口座振替予定日 平成 22 年 9 月 30 日

納付書払いのお客様には、納期限10日前までに納付書を送付します。
口座振替の方には、振替予定日を記載しておりますので預貯金通帳にてご確認ください。(振替済については次回の検針時にお知らせします。)

料金等口座振替済のお知らせ

平成 22 年 6 月分	平成 22 年 7 月分
振替済金額	振替済金額
6,142 円	5,880 円

料金計算の方法

$$\text{水道料金(C)} = \{ \text{基本料金(A)} + \text{従量料金(B)} \} \times 1.05 (\text{消費税率}) (1\text{円未満切捨て})$$

[水道メーター口径が13mmの場合]

A：基本料金(使用水量にかかわらず支払う料金)
640円(現行600円)

B：従量料金(使用水量により支払う料金)

1か月に23m³使用した場合

$$10\text{m}^3\text{まで} \quad 60\text{円} \times 10\text{m}^3 = 600\text{円}$$

$$11\sim 20\text{m}^3 \quad 120\text{円} \times 10\text{m}^3 = 1,200\text{円}$$

$$21\sim 23\text{m}^3 \quad 125\text{円} \times 3\text{m}^3 = 375\text{円}$$

$$\text{合計} \quad 2,175\text{円} (\text{現行}1,800\text{円})$$

C：水道料金

$$\text{水道料金(C)} = [640\text{円(A)} + 2,175\text{円(B)}]$$

$$\times 1.05 = 2,955.75\text{円} \rightarrow 2,955\text{円} (\text{現行}2,520\text{円})$$

新料金の開始時期

4月1日以降の最初の検針分の請求から、新料金を日割りで計算します。

《問合せ》

- ・水道料金の改定に関すること
企業総務課 ☎22-5377
- ・その他水道料金に関すること
豊岡市水道お客さまセンター ☎22-5378